

令和4年2月3日

報道各位

都市建設課

かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業 基本協定の締結について

1. 選定事業者との基本協定

1月27日実施の事業者との協議において、当初協定は勝山市と代表企業との締結としていたが、構成企業3者も含め5者での締結としたいとの申出を受けた。その後、代表企業を通じた協議および、5者それぞれでの内部確認、事務手続きを進め、令和4年1月31日付けで基本協定を締結。

【相手方】

代表企業	構成企業
株式会社 勝山ホテルマネジメント (星野リゾートの全額出資子会社)	株式会社 熊谷組 大北久保建設 株式会社 株式会社 JR西日本コミュニケーションズ

【基本協定内容抜粋】

第1条（趣旨）

- ・実施協定を締結するまでの勝山市及び事業者の義務等の基本的な事項を定めるもの。

第2条（責務）

- ・事業者は、提出した公募設置等計画及び付随する書類を基に事業の実施に向け勝山市と協議を行う。
- ・事業者は、勝山市との協議及び、プロポーザル審査委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更の対応を行い、勝山市に提出し承認を得る。
- ・勝山市は、承認した公募設置等計画等について、都市公園法の規定に基づき計画等が適当である旨の認定を行う。
- ・事業者は、認定された公募設置等計画等に記載の事業を実施する責を負う。

第4条（実施協定）

- ・令和4年6月30日までに実施協定を締結する。
- ・実施協定締結の約1カ月前までに仮実施協定を締結する。
- ・ただし、勝山市と事業者がやむを得ないと認める場合は協議の上新たに期限を定める。

その他、実施協定不調等の場合における処理

秘密保持

協定違反の場合の取り扱い など

2. スケジュール

実施協定に向けた事業者との綿密な協議を行う必要があることから、基本協定締結の遅延を踏まえ、実施協定は下記スケジュールでの締結を目指す。

6月議会での確認後、6月30日までに締結

(実施協定締結の約1カ月前までに仮実施協定を締結)

問い合わせ先

都市建設課 都市施設整備係

担当 笠松、石川

Tel 88-8107 Fax 88-8119

E-Mail kensetu@city.katsuyama.lg.jp